

沖縄県地域医療対策協議会設置要綱

平成19年11月15日福医第1473号

一部改正 平成21年12月25日 平成27年1月19日
平成27年12月24日 平成29年4月28日

(趣旨)

第1条 医療法第30条の23第1項の規定に基づき、地域医療関係者の意見等を聴取するため、沖縄県地域医療対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(意見等聴取事項)

第2条 県は、協議会の構成員から、次に掲げる事項について意見等を聴取する。

- (1) 保健医療計画に関すること。
- (2) 地域医療構想に関すること。
- (3) 地域医療介護総合確保基金の都道府県計画に関すること。
- (4) 地域医療を担う医師の養成・確保に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(構成員)

第3条 協議会の構成員は、次に掲げる者の管理者その他の関係者のうちから20人以内の範囲で保健医療部長が任命する。

- (1) 特定機能病院
- (2) 地域医療支援病院
- (3) 医療法第31条に規定する公的医療機関
- (4) 臨床研修指定病院
- (5) 診療に関する学識経験者の団体
- (6) 大学その他の医療従事者の養成に係る機関
- (7) 社会医療法人
- (8) 独立行政法人国立病院機構
- (9) 地域の医療関係団体
- (10) 関係市町村
- (11) 地域住民を代表する団体
- (12) 医療保険者
- (13) 介護サービス提供者
- (14) その他保健医療部長が適当と認める者

2 構成員の任期は2年とする。ただし、当該構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(開催通知等)

第4条 協議会の開催は、保健医療部長が通知する。

2 保健医療部長は、協議会を開催するときは、次に掲げる事項を構成員に予め通知するものとする。

- (1) 協議会の日時及び場所
- (2) 県が意見等を求める事項
- (3) 県が意見等を求める事項に参考となる事項

(議事進行)

第5条 協議会の議事進行は、保健医療部長が行う。

2 前項の規定にかかわらず、保健医療部長は、保健医療部長が予め指定した者に議事進行をさせることができる。

(関係者の出席)

第6条 協議会において、必要があると認めるときは、保健医療部長は第3条第1項により決定した構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の運営に係る庶務は、保健医療部医療政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、保健医療部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月28日から施行する。